

下呂市監査告示第9号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和4年12月22日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和4年度

定期監査結果報告書

(11月実施分)

下呂市監査委員

第1 下呂市監査基準への準拠

当該監査は、下呂市監査基準（令和2年下呂市監査委員告示第4号）に準拠して監査を実施した。

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

第3 監査の対象

令和4年4月から令和4年10月まで（一部令和3年度含む。）の各部課等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施した。

地域振興部	地域振興課・萩原振興事務所・小坂振興事務所・下呂振興事務所 金山振興事務所・馬瀬振興事務所
福祉部	社会福祉課・高齢福祉課・こども家庭課・わかばこども園
教育委員会事務局	教育総務課・学校給食センター・学校教育課 下呂中学校・小坂中学校・竹原小学校・馬瀬小学校・金山小学校

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

第5 監査の主な実施手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合规性を主眼とし、経済性・効率性・合理性の視点にも留意して、各部課等から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続きを実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所：星雲会館、下呂市民会館、金山振興事務所、馬瀬振興事務所、
小坂振興事務所、下呂中学校、小坂中学校、竹原小学校、馬瀬小学校、
金山小学校、わかばこども園
- (2) 日 程：令和4年11月7日から令和4年11月15日まで

第7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理について監査したところ、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、その都度、改善や検討を求めた軽易な事項及び改善中や具体的に改善計画のある事項については記述を省略するが、次の事項については改善または検討されたい。

1 指摘事項

(1) 学校における薬品の保管・管理について

薬品については、従来から文部科学省等からの通知により、その保管・管理の徹底が求められている。更に「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について」（平成31年1月15日付30初教課第32号文部科学省初等中等教育局教育課程課長・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知）において、学校に保管されている毒物、劇物等の化学物質に関して、一層の管理体制の点検・強化が示された。特に、薬品は施錠設備のある保管場所へ保管し確実な施錠を行うこととなっている。

今回の監査において、各小中学校の薬品保管状況について確認を行ったところ、下呂中学校において、劇物であるアンモニア水、過酸化水素水の2品目が毒物劇物専用の保管庫に保管されておらず、理科準備室内の施錠の無い冷蔵庫に保管されていた。今後は毒物劇物専用の保管庫において厳重に保管されたい。また、保管庫の鍵が理科準備室内の事務机に保管されていたことから、理科準備室の鍵と併せて職員室内で厳重に管理するよう徹底されたい。

なお、化学物質等については、保管状況の把握、定期的な数量の確認及び簿冊等による確実な管理を行うこととされており、具体的には品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量が記入できる管理簿を備え、使用の際には遺漏なく記入するとともに、定期的に化学物質の数量と管理簿との照合を行う対応が求められている。

今回3小学校・2中学校で管理簿における管理状況について確認を行ったところ、管理簿の書式が各学校独自の書式で運用されており、一部の学校においては点検日時、使用状況が確認できない書式が見受けられたことから、前段の必要項目が記入できる統一書式により、全学校が薬品の管理を確実に実施できる体制を検討されたい。

(各小中学校、教育総務課、学校教育課)

(2) 遺族会活動補助金について

下呂市社会福祉対策事業補助金交付要綱により、遺族会が行う活動及び運営に要する経費を対象に、市長が定める額を補助金の額として戦死傷者関係団体活動補助金が交付されている。

今回の監査において、令和3年度の補助金交付団体である8地区の遺族会、下呂市遺族連合会について補助金の執行状況を確認した。

監査の結果、2地区の遺族会において支出経費の総額より多い補助金額が交付されており、支出総額を超過した額は翌年度へ繰り越され精算が行われていなかった。担当課の説明によると、新型コロナウイルス感染症対策により当初に計画した事業が実施出来なかったため、支出経費の総額が当初計画より減少したとのことであった。

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 4 条第 1 項には「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定められており、平成 30 年 4 月作成の下呂市補助金の運用及び新設に関する基本的事項の繰越金等の取扱いに関する事項で「補助金は原則単年度精算」とされていることから、支出経費の総額より多い補助金額の交付は適正を欠いている。

また、補助額については市長が定める額となっており、補助対象経費及び対象外経費が明確となっていないことから、下呂市補助金の運用及び新設に関する基本的事項の補助金対象範囲及び対象外経費に関する事項により、内規等で明確にすることを検討されたい。

（社会福祉課）

（3）結婚新生活支援事業補助金について

令和 4 年度において下呂市結婚新生活支援補助金交付要綱を新たに制定し、新婚世帯を経済的に支援するため 1 件当たり 30 万円を限度に 450 万円の予算を組んでいる。これは、令和 2 年の婚姻数 77 件の約 20%（15 件）を見込んだものである。

しかしながら、現在までに利用した世帯は 1 件のみである。所得制限等はあるものの、家賃・リフォーム費用等も支援対象であり、新婚世帯には経済的に助かる制度であり子育てできる環境も整えることができる。メール配信も含め、早期に広く周知し利用促進を図られたい。

（社会福祉課）

（4）下呂市学校給食センター管理運営規則について

下呂市学校給食センター管理運営規則（以下「規則」という。）第 4 条第 4 項に「運営委員会の中に献立作成委員会及び物資選定委員会を設ける。」と規定されているが、実際の献立作成及び物資選定は、北部学校給食センターと南部学校給食センター所属の栄養士 3 名の協議により決定し、結果を運営委員会に報告しているとのことであった。

運営委員会の委員には栄養士は入っていないことから、規則と実態が合っていないため、他の自治体も参考にされ規則改正をされたい。

（学校給食センター）

2 意見

（1）学校備品の管理について

今回の監査において各小中学校の備品管理状況について確認を行ったところ、以下の項目について不備な点が見受けられたため、下呂市立小中学校備品取扱規程（以下「取扱規程」という。）に基づいた備品の取扱いについて各小中学校に周知をされ適正な事務処理をされたい。

① 台帳整備について

今年度購入した備品の一部について、備品台帳に綴っていない学校があった。

※取扱規程第 7 条第 1 項「購入、寄附、所管移管等で受入れた備品は、（略）備品台帳に記載して管理責任者に引き継ぐものとする。」

② 寄贈品について

寄附を受けるに当たり、寄附採納願による申出を受けていない学校があった。

※取扱規程第7条第3項「校長は、備品の寄附を受けようとするときは、寄附採納願により（略）。」

③ 備品の処分について

備品の一部について、物品不用決定票を作成していない学校があった。

※取扱規程第11条「校長は、備品が使用に耐えなくなったとき又は不用となったときは、物品不用決定票（様式第2号）により（略）。」

④ 点検日の記載について

備品点検日について不明な学校があった。

（各小中学校、教育総務課、学校教育課）

(2) 学校の危機管理マニュアルについて

今回の監査において、各学校が危機管理事案発生時にどう対処し、いかにして児童生徒等の生命や財産を守る体制を整備しているかに着目し、各小中学校の危機管理体制を確認した。

今回、監査を実施した3小学校・2中学校については、文部科学省作成の「学校の危機管理マニュアル作成の手引」を活用して、教育委員会の指導の下、各学校の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し危機事案に対する児童生徒等の安全を確保する体制が整備されていた。

近年は想定外の自然災害への対応や、学校や児童生徒を取り巻く様々な安全上の課題も多く存在していることから、今回の監査で確認された未対応の項目を早急に整備されて、危険等が発生した際に教職員、児童生徒が円滑かつ的確に対応が図られるよう訓練を実施し、必要に応じた危機管理マニュアル見直しを行い、児童生徒等の安全の確保をしていただきたい。

なお、危機管理マニュアルは、教職員全員に配付している学校と教頭等が保管し各マニュアルのフローチャート等を掲示しているのみの学校があった。危機管理マニュアルは教職員全員に配付し職員会議等でその内容について周知徹底していただきたい。

（各小中学校、教育総務課、学校教育課）

(3) 樹木伐採業務委託について

市道萩原花池線にある樹木が成長し、市道や近隣の民家に落葉や接触といった影響を及ぼしていた。また将来的に電力会社や電話会社の架線にかかり、送電等に支障が起きる可能性があったため、伐採処理に関する業務委託（伐採費用及び樹木処理費用等合計 280,500円）を行った。

今回、伐採の対象となった樹木の周辺には同様の樹木が他にもあり、安全面と市民生活に支障が無いようにするため早期に対処すべきである。なお、樹木が大きくなればなるほど安全面での危惧が高まり、同時に伐採費用や処理費用がかさむため定期的に点検をされたい。

（萩原振興事務所）